

自治労福島県職員連合労働組合退職互助会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は自治労福島県職員連合労働組合退職互助会という。

(事 務 所)

第2条 この会は事務所を福島市杉妻町2番16号自治労福島県職員連合労働組合内に置く。

(目 的)

第3条 この会は自治労福島県職員連合労働組合（以下「県職連合」という。）の組合員及び組合員であった者の退職後の生活の安定と向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は次に掲げる事業を行う。

- (1) 医療費の給付事業
- (2) 弔慰金の給付事業
- (3) その他必要な福利厚生事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 評議員会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 資産は、理事長が管理し、その方法は評議員会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、または国債、公債等確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、評議員会において評議員現在数の3分の2以上の同意を得、かつ県職連合の承認を得て、その一部に限りこれを処分し、または担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(長期借入金)

第10条 この会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期の借入れを除き、評議員会において評議員現在数の3分の2以上の同意を得、かつ県職連合の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 11 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 12 条 この会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、評議員会の承認を得なければならない。また、事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 13 条 この会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後 3 月以内に評議員会の承認を得なければならない。

第 3 章 役員、会員及び職員

(役員の種類及び選任)

第 14 条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事 11 名 (理事長 1 名、副理事長 2 名、専務理事 1 名、常務理事 1 名、理事 6 名)
- (2) 監事 3 名
- 2 理事長は県職連合中央執行委員長の職にある者をもってこれにあてる。
- 3 副理事長のうち 1 名及び専務理事は、県職連合中央執行委員のなかから理事長が委嘱する。
- 4 前項以外の各理事及び監事は、評議員会において推薦し、理事長が委嘱する。

(役員職務)

第 15 条 理事長は、この会を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長の命を受け、この会の業務を執行する。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐し、この会の業務を執行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行なう。
 - (1) 会の財産の状況を監査すること
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを評議員会または県職連合に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会を招集すること

(役員任期)

第 16 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行なわなければならない。

(役員解任等)

第 17 条 役員に役員としてふさわしくない行為があったとき、または特別の事情があるときは、評議員会において評議員現在数の 3 分の 2 以上の同意を得て、解任することができる。

(報酬等)

第 18 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会員)

第 19 条 この会に会員を置く。

- 2 会員に関する事項は、自治労福島県職員連合労働組合退職互助会運営規則（以下「運営規則」という。）に定める。

(職 員)

- 第 20 条 この会の業務を処理するため、必要な職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任命する。
 - 3 事務局及び職員に関する必要な事項は、別に定める。

第 4 章 理 事 会

(構 成)

第 21 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 22 条 理事会は、この会の執行機関であって、理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び理事で構成する。ただし、関係職員は出席して発言することができる。

- 2 理事会に付議すべき事項は次のとおりとする。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 規約にもとづく規則、規程の制定改廃
 - (4) 評議員会提案についての事項
 - (5) その他この会の運営に関する重要な事項

(開 催)

第 23 条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた場合
- (2) 理事の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して開催の請求があった場合
- (3) 監事が第 15 条 6 項第 4 号の規定に基づいて招集する場合

(招 集)

第 24 条 理事会は、前条第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会は、開催前において会議の目的を明らかにして、理事長が各理事に通知しなければならない。

(議 長)

第 25 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定 足 数)

第 26 条 理事会は、理事の現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 27 条 理事会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

第 28 条 やむを得ない理由により、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 27 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 29 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項

- (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちから理事会において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 この会に評議員を置く。

- 2 評議員の定数は20名以上30名以内とする。
- 3 評議員は、運営規則の定めにより選出する。

(評議員の任期)

第31条 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 評議員に欠員が生じたときは補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(評議員会の構成及び権能)

第32条 評議員は評議員会を構成し、この規約に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約にもとづく規則、規程の制定改廃
- (4) その他この会の運営に関する重要な事項

(評議員の開催及び招集)

第33条 評議員会は、年2回理事長が招集するほか次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 評議員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 監事が第15条第6項第4号の規定に基づいて招集する場合

- 2 第24条の規定は、評議員会の招集に準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「前条」とあるのは「前項」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の議長)

第34条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席評議員のうちから選任する。

(評議員会の定足数)

第35条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(評議員会の決議)

第36条 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、評議員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第37条 やむを得ない理由により評議員会に出席することができない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条で準用する第29条第1項第3号の規定の適用規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第38条 第29条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(理事会への委任)

第39条 第32条から前条までに定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会

で定める。

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第40条 この規約は、理事会及び評議員会において、理事及び評議員現在数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ県職連合の承認を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第41条 この会は、理事会及び評議員会において、理事及び評議員現在数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ県職連合の承認があったときは解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会の議決を得、かつ県職連合の承認を得て処分する。

(細 則)

第42条 この規約施行についての細則は、評議員会の議決を経て別に定める。

附 則

第1条 この規約は、1999年4月1日から施行する。

第2条 自治労福島県職員労働組合退職互助会規約(1972年4月1日施行)は廃止する。

第3条 この規約は、2006年6月28日に改正し同日から施行する。